

災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と埼玉県立和光特別支援学校（以下「乙」という。）とは、災害時等における福祉避難所の設置運営に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、和光市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を利用できる対象者は、一般の避難所では生活に支障を来とし、特別な配慮を要する障害者等及び介護者（家族等を含む）とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において、福祉避難所の開設が必要であると判断したときは、乙に対して開設を要請するものとする。

2 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運営内容）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、施設の被害状況を確認の上、可能な範囲で福祉避難所を開設するものとする。

2 乙は、避難してきた者の保護及び生活に必要な援助を行うものとする。

3 甲は、人材、日常生活用品、食料及び医薬品等の調達に努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、福祉避難所の運営を完了したときは、速やかに文書により甲へ報告するものとする。なお、業務内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

（開設の期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害が発生した日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により開設した福祉避難所の運営に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、埼玉県災害救助法施行細則（昭和35年規則第26号）の規定等を基に、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求等)

第8条 乙は災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(備蓄)

第9条 甲は、必要に応じて、甲が所有する防災用備蓄食糧及び飲料水等を乙の管理する施設の一部に保管できるものとし、福祉避難所が開設された場合において乙はこれらを使用できるものとする。

(連絡調整)

第10条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

(準用)

第11条 この協定は、和光市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年8月17日

(甲) 和光市広沢1番5号
和光市
和光市長 松本 武洋

(乙) 和光市広沢4番3号
埼玉県立和光特別支援学校
校長 井上 正明